

2020年11月4日

審査指導委員 殿
ブロック審判部長 殿
都道府県審判長 殿

(公財) 日本ハンドボール協会
審判本部長 福島 亮一

公認 AB 級審判員申請について

清秋の候、貴殿におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は本協会発展のために格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

早速ですが、来年度の公認 AB 級審判員の申請につきましては、ブロック内の審査指導委員の点検・確認後に日本協会への提出となります。

つきましては、別紙上級申請の手順等を参照の上、期日に間に合うようご準備をさせていただきようお願い致します。

なお、申請に当たりましては、記載事項に不備がないよう各都道府県協会において十分ご確認下さい。

申請期限：2021年1月23日（金）まで

審査費用：A級 5,000 円（日本協会 4,500 円・ブロック協会 500 円）

B級 4,000 円（日本協会 3,500 円・ブロック協会 500 円）

提出書類：申請用紙（個人用）

申請用紙（一覧用）

*ブロック審判部長が申請内容を確認の上、作成ください

*申請用紙（一覧用）は、入力後にメール添付してください

*審判手帳の日本協会（花野）宛の提出は不要です。

申請先：〒194-8543 東京都東久留米市前沢 2-4-26

花野誠一（審判総務委員長） 宛

*申請が遅れる場合は、必ず連絡をお願いします

注意事項

A級受験予定者は2021年2月以降、各ブロックで行われる2021年度全日本大会担当審判員候補者研修会（リモートでの実施を予定）に参加することを確認しておくこと。

以上

(公財) 日本ハンドボール協会公認審判員 A・B 級上級申請の手順

<都道府県協会審判長>

個人の申請用紙（公認 A・B 級審判員申請書）を基に吹笛ゲーム数および講習会・研修会参加の日付を確認し、押印の上、ブロック審判部長へ提出

提出内容：個人の申請用紙、審判手帳、申請費用

ブロック審判部長へ提出の目安：12月26日（金）頃

【手帳申請上の注意】

*2020 年度登録証（審判員）コピーの添付

・コピーを手帳に挟みクリップ等で落ちないように止めてください

・顔写真・必要事項の記載について確認してください

*鉛筆での記入は認めません

*担当試合及び出席講習会の審判長押印の確認



<ブロック審判部長>

都道府県協会より提出された申請用紙と審判手帳を点検後、個人申請用紙へ必要事項を記入、さらに申請一覧を作成・押印し、ブロック内の審査指導委員へ提出

提出内容：個人の申請用紙、申請一覧、審判手帳、申請費用

審査指導委員へ提出の目安：2021年1月9日（金）頃



<審査指導委員>

ブロック審判部長から提出された申請用紙、審判手帳及び申請一覧の最終チェック後、押印し、日本協会担当者（審判総務・花野）宛てに発送

提出内容：個人の申請用紙、申請一覧、申請費用（**審判手帳は提出不要**）

申請期限：2021年1月23日（金）…遅れる場合は必ず連絡をお願いします

*提出はブロック審判部長からでも構いません



<審判本部>

2020年1月31日（日）予定の審判合同委員会にて最終確認の上、その後審査会の日程調整を行う

【A級申請の要件】

① B級を取得してから満2年を経ているなければならない。

（申請時には満2年を経ているなくてもよい）

② B級を取得してから50試合以上の公式競技の審判を担当し、さらに全日本大会あるいは10試合以上のブロック大会を経験しているなければならない。

③ 審判講習会または研修会に年1回以上出席しているなければならない。

【B級申請の要件】

① C級を取得してから満2年を経ているなければならない。

（申請時には満2年を経ているなくてもよい）

② C級を取得してから30試合以上の公式競技の審判を担当し、さらにブロック大会を経験しているなければならない。

③ 審判講習会または研修会に年1回以上出席しているなければならない。

本年度新規申請にかかる上級審判申請の特例事項

< B級申請について >

公認審判員規程内の下記の項目について、本年度新規申請者に限り、下線部の通り行う

第6条(2) B級の審査を受ける場合には、C級を取得してから満2年を経ているなければならない(申請時に満2年を経ているなくてもよい)。
C級を取得してから **20 試合**以上の公式競技の審判を担当し、さらにブロック大会を経験していなければならない。

※配慮点:「C級を取得してから30試合以上」を「C級を取得してから20試合以上」とした

第6条(4) 各級公認審判員は、審判講習会または研修会に年1回以上出席していなければならない。

上級申請時、**直前の2年間で、最低1回**は審判講習会若しくは研修会を受講していなければならない。

公認審判員手帳(以下手帳という)に、審判を担当した試合と出席した講習会・研修会について、正しく記入していなければならない。

※配慮点: 審判講習会・研修会の受講に関し、直前の2年間で「最低1回は受講」とした

< A級申請について >

① 公認審判員規程内の下記の項目について、来年度申請者に限り、下線部の通り行う

第6条(3) A級の審査を受ける場合には、B級を取得してから満2年を経ているなければならない(申請時には満2年を経ているなくてもよい)。

B級を取得してから **30 試合**以上の公式競技の審判を担当し、さらに全日本大会あるいは **5 試合以上**のブロック大会を経験していなければならない。

※配慮点:「B級を取得してから50試合以上」を「B級を取得してから30試合以上」とし、「全日本大会あるいは10試合以上のブロック大会」を「全日本大会あるいは5試合以上のブロック大会」とした。

第6条(4) 上記(4) B級申請における条文に同じ

② 2019年度末中止となった「高校選抜大会」と「春の全国中学生大会」と同様、本年度新規申請者が年度当初本年度開催予定であった全日本大会に審判員としてノミネートしている場合は、「全日本大会経験」として取り扱う。

申請用紙の全日本大会の欄に、参加予定であった大会名を記入することによって扱う。以下に該当大会を記載する。

- ・本年度(現段階:2020年10月31日現在)中止となった全日本大会
 - 全国高校総体
 - 全国中学生クラブチームカップ
 - 全国小学生大会
 - ジャパンオーパントーナメント
 - 全国中学校大会
 - 国民体育大会
 - 全日本学生選手権大会
 - JOC ジュニアオリンピック